

戸別所得補償モデル対策の骨子 (未定稿)

1 趣旨

我が国の農業は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の激減、農村の崩壊など危機的な状況にある。このため、戸別所得補償制度の導入により、意欲のある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることで、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにする必要がある。

23年度の戸別所得補償制度の本格実施に向けて、事業の効果や円滑な事業運営を検証するために、22年度に戸別所得補償モデル対策を実施する。

2 水田利活用自給力向上事業

(1) 対象農業者

捨てづくり防止の要件（実需者と出荷契約を取り交わすこと等（(5)の③））を満たし、交付対象作物を生産する販売農家・集落営農とする。

(2) 交付単価

① 戦略作物

作物名	交付単価
麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆（黒大豆含む）、飼料作物	35,000円／10 a
新規需要米（米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WC S用稲）	80,000円／10 a
そば、なたね、加工用米	20,000円／10 a

② その他作物

10,000円／10 a

③ 二毛作助成

主食用米と戦略作物又は戦略作物同士を組み合わせる場合のみ対象となる。

15,000円／10a

(注1) 平成22年産は、水田経営所得安定対策が実施されるので、麦・大豆については、上記の交付単価に加えて、生産条件不利補正交付金（ゲタ交付金）が支払われる。

(注2) バイオ燃料用米は、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第4条の認定を受けた生産製造連携事業計画に基づき生産され、バイオ燃料製造業者に引き渡される米を対象とする。

(3) 交付単価の扱い

① 戦略作物

作付面積に応じて統一単価で交付する。

② その他作物

地域の実態を踏まえ、都道府県又は都道府県協議会が、国と協議の上、対象作物及び単価を設定できる仕組みとする。

(注) 戦略作物及びその他作物の交付単価の考え方については、別紙1「水田利活用自給力向上事業の交付単価の考え方」を参照。

③ 二毛作助成

ア 交付対象

主食用米と戦略作物又は戦略作物同士を組み合わせる場合のみ対象となる。(野菜等のその他作物を組み合わせた二毛作は交付対象外)

イ 作付パターン

(注) 別紙2「二毛作助成の対象となる作付パターン」を参照。

(4) 激変緩和措置

平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、平成22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるよう、減額となる地域における影響をできる限り緩和するため、激変緩和措置を講ずる。

(注) 別紙3「激変緩和措置の考え方」を参照。

(5) 主な要件等

① 調整水田等の不作付地の扱い

調整水田等の不作付地は交付対象外とする。

② 麦・大豆から転換する新規需要米の扱い

水田経営所得安定対策の固定払が交付されている農業者が、麦・大豆から新規需要米へ転換する場合は、麦・大豆の作付転換分に相当する水田経営所得安定対策の固定払の交付申請を行わないことを要件として、新規需要米の助成対象とする。

③ 捨てづくりを防止するための要件

ア 麦、米粉用米、飼料用米、バイオ燃料用米

- ・ 実需者と出荷販売契約を取り交わし保存すること（実需者と出荷販売契約を取り交わした集荷業者との出荷契約を含む）
- ・ 収穫を行うこと
- イ 大豆、加工用米
 - ・ 実需者と出荷販売契約を取り交わし保存すること（実需者と出荷販売契約を取り交わした集荷業者との出荷契約、実需者団体と集荷業者団体との供給計画に基づく計画的出荷を含む）
 - ・ 収穫を行うこと
- ウ 飼料作物、WCS用稲
 - ・ 畜産農家と利用供給協定を取り交わし保存すること
 - ・ 収穫を行うこと
- エ そば、なたね
 - ・ 収穫を行うこと
- オ その他作物
 - ・ 収穫を行うこと（収穫・販売を目的とする作物）、又は、
 - ・ 通常の間管理等を行っていること（地力増進作物等）

（注）収穫を行ったこと、通常の間管理等を行ったことは、作業日誌等により確認する。

3 米戸別所得補償モデル事業

（1）対象農業者

米の生産数量目標に即して生産を行った販売農家・集落営農とする。

① 「販売農家」について

水稻共済加入者であれば、販売農家とみなす。水稻共済未加入者であっても、前年度の出荷・販売先との契約状況の申告があれば対象とする。

② 「集落営農」について

規約及び代表者を定めて、米の生産・販売について共同販売経理をしているものを対象とする。なお、集落営農は、交付申請の際に構成農家名簿を提出する。

③ 「生産数量目標に即した生産を行うこと」について

米の生産数量目標の換算面積の範囲内で主食用米の作付を行っていることとする。なお、確認は面積により行う。

（注）生産数量目標の換算面積は、都道府県・地域・農業者間の調整が行われ確定された生産数量目標を地域単収で換算した面積である。

（2）交付対象面積

主食用米の作付面積から一律10aを控除して算定する。

なお、酒造好適米、種子用米については、自家消費に回らないことが確実と見込まれることから、10 a 控除の対象とはしない。

(注) 新規需要米、加工用米については、生産数量目標の外数として扱われるものであることから、主食用米の作付面積にカウントしない。

(3) 交付単価

① 定額部分の交付単価

全国一律単価とし、当年産米の販売価格いかんにかかわらず交付する。

交付単価 15,000円/10 a

(参考) 交付単価の算定方法

a	標準的な生産に要する費用	13,703円/60kg
b	標準的な販売価格	11,978円/60kg
c	差引 (a - b)	1,725円/60kg
d	交付単価 (c × 530kg/10 a ÷ 60kg)	15,238円/10 a ≒15,000円/10 a

(注) 標準的な生産に要する費用は、米の生産費統計 (全国平均) における経営費の全額と家族労働費の8割の過去7年 (平成14年産から20年産) 中庸5年の平均により算定した。

標準的な販売価格は、全銘柄平均の相対取引価格の過去3年 (平成18年産から20年産) の平均から流通経費等を除いて算定した。

② 変動部分の交付単価

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合には、その差額を交付する。

(注) 当年産米の販売価格については、当年産の出回りから1月までの全銘柄平均の相対取引価格を使用する。

(4) 留意事項

① 調整水田等の不作付地の扱い

調整水田等の不作付地により生産数量目標を達成している農業者は、不作付地となっている水田の地番、面積を明らかにした上で、作物の栽培ができない理由と期限を定めた改善計画を市町村に提出し認定を受けることを要件として、モデル事業の対象とする。

なお、モデル事業の実施期間に、市町村、地域協議会、地方農政事務所等が地域の不作付地を把握し、本格実施以後は、地域を上げて、不作付地の改善に取り組むこととする。

② 集落営農から脱退する場合の扱い

集落営農の構成農家が単独で交付金を受けようとする場合には、集落営農か

ら脱退することについて同意が得られていることを確認できる書類（総会の議事録、代表者の同意書等）を国（農政事務所等）に提出する。

4 モデル対策の加入申請・交付手続等

（1）加入申請

本対策の交付金を受けようとする農業者は、当年6月末までに、地方農政事務所に対して加入申請を行うこととする。その際、市町村又は地域水田農業推進協議会等を通じて申請することができる。

（2）交付申請・交付金の支払い時期

- ① 本対策の交付金は、国が農業者からの交付申請を受け、農業者が指定した口座に直接支払う。
- ② 予め交付単価が決まっている米戸別所得補償モデル事業の定額部分の交付金及び水田利活用自給力向上事業の交付金については、当年の10月頃から交付申請を受け付けて、早ければ年内から交付金が受けられるようにする。
- ③ また、米戸別所得補償モデル事業の変動部分の交付金については、本事業の定額部分の交付金と同時に交付申請を受け付け、年度内に交付金を受けられる仕組みとする。

5 推進体制

（1）推進体制の整備

戸別所得補償制度の趣旨、モデル対策の内容等の周知等をはじめ、モデル対策の交付金の申請手続等を円滑に進めるため、国と都道府県・市町村とが連携を密にし、水田農業推進協議会の機能も活用しながら、（2）に示す関係機関の役割分担に基づき、都道府県段階と地域段階が連携した取組を進めることとする。

（注）別紙4「戸別所得補償制度モデル対策の推進体制（イメージ）」及び別紙5「戸別所得補償制度に関するモデル対策の現場実務スケジュール（イメージ）」を参照。

（2）関係機関の役割分担

① 都道府県

ア 都道府県水田農業推進協議会の意見を聞いて、市町村ごとの生産数量目標の配分ルールを策定し、市町村ごとに配分

イ 関係機関と連携し、地域に対して戸別所得補償制度、モデル対策の内容を周知

ウ 水田利活用自給力向上事業におけるその他作物の選定とその単価の設定等

② 都道府県水田農業推進協議会

ア 市町村ごとの生産数量目標の配分ルールについて、都道府県に対して意見具申

イ 地域協議会が設定した生産数量目標の配分状況の取りまとめ

ウ 都道府県と連携して、戸別所得補償制度、モデル対策の内容を周知

エ 都道府県が行う、水田利活用自給力向上事業におけるその他作物の選定とその単価の設定に関して意見具申

等

③ 市町村又は地域水田農業推進協議会

ア 市町村が提供する地域の生産数量目標を基に、地域水田農業推進協議会（地域協議会）が農業者等ごとの生産数量目標（換算面積）の配分ルールを決定し、農業者等に対して生産数量目標（換算面積）を通知

イ 農業者等に対して、戸別所得補償制度、モデル対策の内容等を周知

ウ 地方農政事務所と連携して、モデル対策に係る農業者等の申請手続の支援、米の生産数量目標の達成、対象作物の作付面積の確認、水田情報システムへのデータ入力等

エ 農業者等ごとの水田情報（水田台帳）の整備

等

④ 地方農政局・農政事務所

ア 都道府県、市町村等関係機関、農業者等に対して、戸別所得補償制度、モデル対策の内容等を周知

イ 市町村又は地域協議会と連携して、農業者等の加入申請・交付申請の受付

ウ 交付申請内容の審査、交付金算定システムへのデータ入力

エ アダムス入力、交付金の支払い

等

（注）平成23年度からの本格実施の際には、生産数量目標の設定方法等と併せて新たな制度に対応した実施体制を検討していくこととする。

6 その他の関連事項

（1）推進に要する経費

戸別所得補償制度の周知、モデル対策の要件確認等の推進に必要な経費については、都道府県又は都道府県水田農業推進協議会を事業主体とする戸別所得補償制度導入推進事業により補助する。

（2）本対策の交付金の税制上の扱い

米戸別所得補償モデル事業及び水田利活用自給力向上事業の交付金については、農業経営基盤強化準備金の対象とする。

(3) 米戸別所得補償モデル事業の交付金と水田経営所得安定対策における収入減少影響緩和対策の交付金との調整

平成22年産米については、米戸別所得補償モデル事業と収入減少影響緩和対策が同時に実施されるが、米戸別所得補償モデル事業において変動部分の補てんが行われ、収入減少影響緩和対策でも米について補てんが行われる場合には、両制度の補てんの内容が重複しないよう調整する必要がある。

このため、収入減少影響緩和対策における米の補てん額を計算する際に、米戸別所得補償モデル事業における変動部分の交付金額を控除することとする。

(4) 集荷円滑化対策の扱い

集荷円滑化対策は、豊作により生じる過剰米が、米価の下落を招き農業経営に悪影響を及ぼすことを防ぐことを目的とするものである。米戸別所得補償モデル事業においては、米の需給状況に応じて市場で価格が形成され、米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家に対して所得補償がなされるため、豊作過剰による農業経営への悪影響は防ぐことができる。

このため、平成22年度は、集荷円滑化対策は実施しないこととし、同対策に係る生産者抛出も行わないこととする。

なお、平成23年度以降の取扱いについては、平成16・17年に過剰米対策資金に受け入れた生産者抛出金の取扱いを含め、戸別所得補償制度の本格実施と併せ、今後検討する。

(5) 新規需要米・加工用米の横流れ防止について

新規需要米・加工用米については、その定められた用途に適切に供されることが不可欠である。

新規需要米・加工用米の取組状況については、面積ベースで把握することとするが、それが困難な時には、その出荷売渡数量を把握し、当年の地域単収を用いて換算する等により確認する。

また、次のような措置を講じることにより、横流れ防止の徹底を図る。

- ① 食糧法に基づき、新規需要米等の用途外使用の禁止など、米穀出荷・販売事業者が遵守すべきルールを整備したところである。
- ② 米トレサ法に基づき、新規需要米等の譲受け、譲渡し時の記録を義務付ける。
なお、平成22年10月の米トレサ法施行以前においても、関係者に対して周知、徹底を図るなどの取組を行う。
- ③ 食糧法に基づく立入検査を行い、違反者に対しては勧告・命令を実施する。

水田利活用自給力向上事業の交付単価の考え方

(1) 戦略作物

作付面積に応じて統一単価で交付する。ただし、激変緩和措置として、麦・大豆・飼料作物の交付総額の範囲内で、飼料作物の単価を減じて麦・大豆の単価を上乗せすることを可能とする。

(2) その他作物

野菜、花き、地力増進作物等、地域によって振興作物が様々であることから、地域の実態を踏まえ、対象作物及び単価を設定できる仕組みとする。

ア 設定主体

都道府県又は都道府県協議会が、国と協議の上、対象作物及び単価を設定する。

イ 対象作物

戦略作物以外の作物を基本とし、都道府県内で一律に対象作物を設定する。なお、必要に応じ、新規需要米を除く戦略作物への加算を行うことも可能とする。

ウ 単価設定

都道府県内で一律の単価とし、「対象作物の面積×10,000円/10a」の範囲内で交付単価を設定する（交付単価の増減により10,000円/10a以上の単価設定も可能）。この場合の対象作物の面積は、直近の交付面積を基に見込む。

エ 単価の減額調整

計画よりも実際の取組が拡大した場合は、交付金額の範囲内に収まるよう、単価を減額して農業者に交付する。その際、次の係数を用いて、一律的に単価を減額する。

$$\text{単価調整係数} = \frac{\text{22年度の交付面積} \times 10,000\text{円} / 10\text{a}}{\text{(22年度の作物ごとの交付面積} \times \text{作物ごとの単価) の合計}}$$

二毛作助成の対象となる作付パターン

作付のパターン		交付金額 (円/10a)	
基幹作物	二毛作物	基本助成	二毛作助成
・ 主食用米	+ 麦	(米モデル事業)	+ 1.5万円
・ 大豆	+ 麦	3.5万円	+ 1.5万円
・ 大豆	+ 野菜	3.5万円	—
・ 麦	+ そば	3.5万円	+ 1.5万円
・ 麦	+ 野菜	3.5万円	—
・ 米粉・飼料用米	+ 麦	8万円	+ 1.5万円
・ 米粉・飼料用米	+ 野菜	8万円	—
・ 野菜	+ 野菜	1万円程度	—
		(地域単価)	

注1：二期作の助成額

二期作は、気象条件等地域の特性から、1年のうちに米の生産が2回行えることであり、水田の高度利用を行うという点で二毛作と同じ効果。

このため、例えば、二期作で米粉・飼料用米の生産を行う場合の助成額は次のとおり。

一期目作物	二期目作物	基本助成	二毛作助成
・ 米粉・飼料用米	+ 米粉・飼料用米	8万円	+ 1.5万円

注2：稲作→麦→大豆・そばの二年三作の場合

稲作→麦→大豆・そばの二年三作については、稲作を当年産、麦+大豆

・そばを翌年産としてカウント（収穫年で整理）することとし、その助成額は次のとおり。

作付のパターン		交付金額 (円/10a)	
基幹作物	二毛作物	基本助成	二毛作助成
(当年産) 主食用米	—	(米モデル事業)	
(翌年産) 麦	+ 大豆	3.5万円	+ 1.5万円

(当年産) 米粉・飼料用米	—	8万円	
(翌年産) 麦	+ 大豆	3.5万円	+ 1.5万円

激変緩和措置の考え方

平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、平成22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるよう、減額となる地域における影響をできる限り緩和するため、以下の(1)、(2)の措置を講ずる。

(1) 単価設定の弾力的運用等

ア その他作物助成を活用した単価調整

都道府県又は都道府県協議会は、国と協議の上、その他作物助成(10,000円/10a)を活用し、新規需要米を除く戦略作物への加算を行う。

イ 麦・大豆・飼料作物(35,000円/10aグループ)間での単価調整

都道府県又は都道府県協議会は、国と協議の上、麦・大豆・飼料作物の総交付見込額の範囲で、これまで単価の低かった飼料作物の単価を減じて、麦・大豆の単価を上乗せする。

ウ 二毛作助成による激変緩和効果

主食用米と戦略作物又は戦略作物同士による二毛作への支援を行うことにより、二毛作可能地域の激変緩和が図られる。

(2) 激変緩和調整枠の設定

(1)の取組を行っても、なお、交付額の減少分の激変緩和を行う必要がある場合の措置として、別途の激変緩和調整枠を設定する。

ア 都道府県配分

データが整理されている平成20年度の交付金活用実績等を考慮し、平成22年度の交付推計額が減少する都道府県を対象として、その減少分に応じて調整枠を配分する。

その際、都道府県別の、(1)のイ及びウ(=麦・大豆・飼料作物間での単価調整及び二毛作助成)による効果を勘案し、配分上の考慮を行う。

ただし、(1)のイとウの効果により配分額がゼロになる県もあることから、各県ともに最低限の配分がなされるよう調整する。

イ 調整枠の運用

都道府県又は都道府県協議会は、国と協議の上、配分された調整枠を活用し、これまでに確立されてきた産地の生産体制を維持するための激変緩和の支援として、単価変動の大きい作物への加算措置を講ずる。

この場合、都道府県段階から地域協議会段階に対し、調整枠を配分し、地域協議会段階において加算措置の内容を設定することも可能。

《加算措置の具体例》

- ・集落営農や生産組織等に対する加算
- ・ほ場の団地化やブロックローテーションに対する加算
- ・産地確立に向けた一元集出荷に対する加算 等

(3) 単価の減額調整

(1) のア及びイ並びに (2) において、計画時点よりも取組面積が拡大し、所要額が調整枠等を超過する場合には、調整枠等の範囲内に収まるよう、単価を減額調整する。

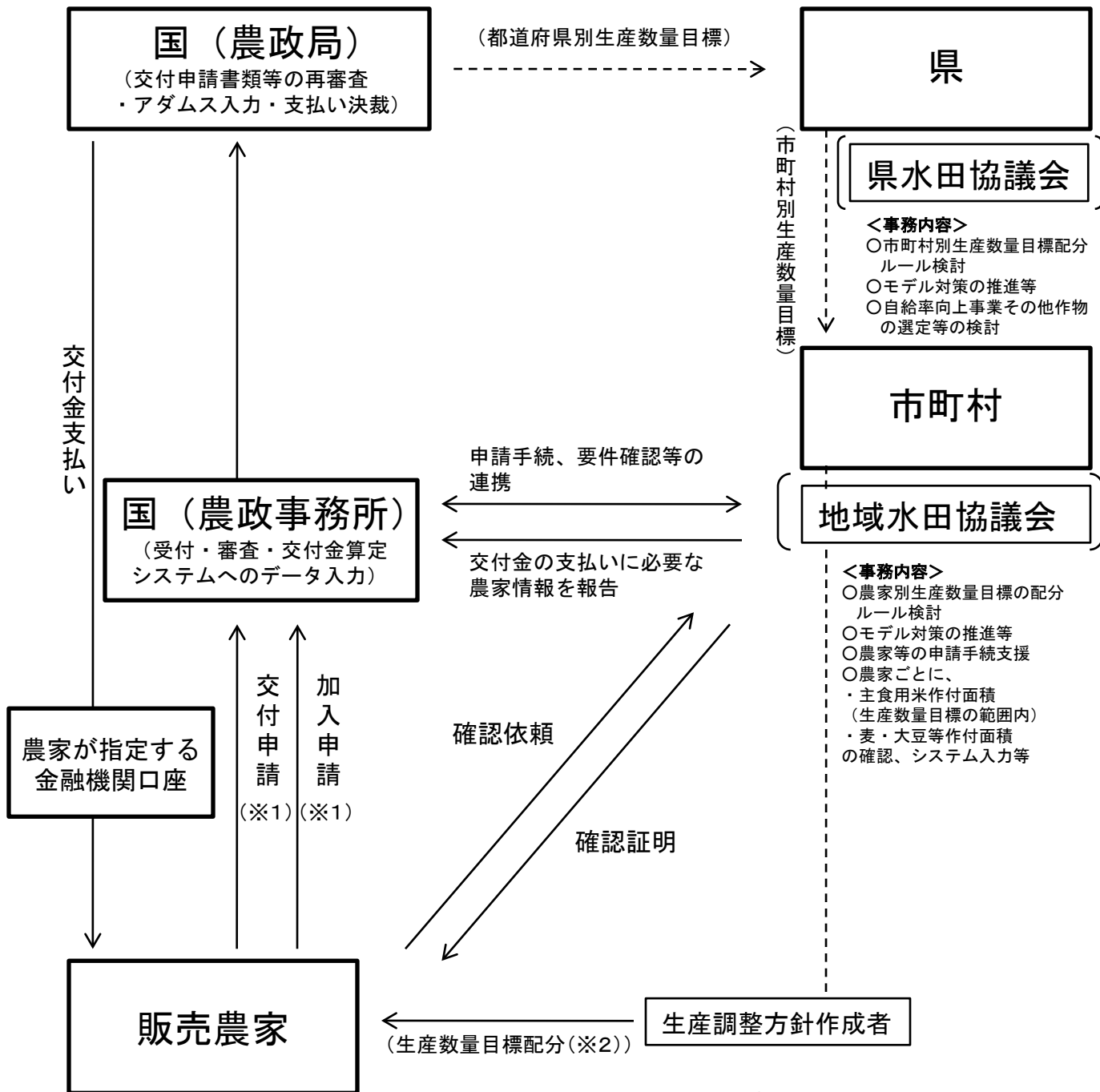
その際、次の係数を用いて、一律的に単価を減額する。

$$\text{単価調整係数} = \text{調整枠等} / (\text{作物取組ごとの平成22年度の交付面積} \times \text{単価}) \text{の合計}$$

(注) 市町村段階での激変緩和調整枠の交付額の扱い

市町村又は地域協議会段階で加算措置を講じる場合、農業者ごとの交付額については、市町村又は地域協議会が算定した結果を、都道府県又は都道府県協議会を通じて国（地方農政局・農政事務所）に提供する。

戸別所得補償制度モデル対策の推進体制 (イメージ)



<交付申請内容 (イメージ)>

- 米戸別所得補償モデル事業 (米のモデル事業)
 - ・ 主食用米作付面積、確認証明その他必要な書類
- 水田利活用自給力向上事業 (自給率向上事業)
 - ・ 麦・大豆等の作付面積、確認証明その他必要な書類

※1 加入申請・交付申請については、地域の合意により、市町村又は水田協議会を経由して行うことができる。

※2 生産調整方針に参加しない販売農家に対しては地域水田協議会から配分する。

